
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年3月8日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年3月8日 午前9時開会

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質 議
日 程 第 3 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質 議
日 程 第 3 委員会付託
-

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二

会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、昨日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。

最初に、議案第35号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算及び、議案第36号、令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算の2議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第35号を説明します。

令和4年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,787万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

2 ページです。

第1表、歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、国民健康保険料。7,753万3千円。

款、一部負担金。1千円。

款、使用料及び手数料。1万5千円。

款、療養給付費交付金。1千円。

款、県支出金。5億2,155万5千円。

款、財産収入。10万円。

款、繰入金。5,856万1千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。10万3千円。

歳入合計。6億5,787万円と定める。

次3ページ歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。4,932万8千円。

款、保険給付費。4億7,020万1千円。

款、国民健康保険事業費納付金。1億1,854万5千円。

款、保健事業費。1,045万4千円。

款、基金積立金。553万7千円。

款、公債費。1千円。

款、諸支出金。30万4千円。

款、予備費。350万円。

歳出合計。6億5,787万円。

続きまして、事項別明細書です。5ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し歳出の財源内訳は、国県支出金5億273万2千円。その他特定財源1億5,513万8千円です。

続いて予算書6ページをお願いします。概要説明書は1ページとなります。

2. 歳入。款、項、国民健康保険料、目、一般被保険者国民健康保険料。県に納める額で、保険料率を据え置き、収納率目標を97.5%で推計しています。現年度分は、被保険者の減などにより減額。過年度分は、前年度と同額。滞納繰越分は、目標収納率を30%に設定し前年度より増額。

目、退職被保険者等国民健康保険料は皆減です。なお、退職者医療保険制度が廃止され対象者がいないことから、この後の項目についても皆減であり、それぞれの説明は省略します。

款、項、一部負担金、目、一般被保険者一部負担金。前年度と同額。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額。

次、7 ページです。概要説明書は2 ページです。

款、項、療養給付費交付金、目、療養給付費交付金は、過年度の精算交付分で前年度と同額です。

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金。島根県から市町村に入る交付金です。普通交付分は一般分、退職分の診療報酬、療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費等で、医療費の推移の試算により前年度より増額です。

特別交付分は、保険者努力に応じた補助金、特別調整交付金の市町村分は、結核~~精神~~医療に係るものや国保直診診療分です。また、令和4年度は、事務処理標準システム導入に係る経費で増額です。

2号分の県繰入は、A I 活用健診事業など保検事業分です。

特定健康診査等負担金は、健康診査等の国、県の補助分です。全体としては、前年度より増額となっています。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。基金利子で前年度と同額です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金です。前年度より増額となっています。内訳については、保険基盤安定制度繰入金、こちらは保険料軽減分相当額等の補填分で、前年度より増額となっています。

次に8 ページをお願いします。概要説明書は3 ページに入っております。

出産育児一時金繰入金は、前年度と同額。職員給与費等繰入金は前年度より増額です。

その他繰入金は、総務事務費等で増額となっています。

財政健全化対策事業繰入金は、令和2年度分の医療費に係る繰入分で増額です。

項、基金繰入金は、皆減です。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度と同額です。

次に9 ページです。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料、目、一般被保険者延滞金、目、一般被保険者加算金は、それぞれ保険料徴収に係るもので前年度と同額です。

款、諸収入、項、雑入、目、一般被保険者第三者納付金は、事故などで医療機関を受診した時の医療費、保険者負担分で前年度と同額です。

目、雑入。前年度と同額となっています。

次に10ページです。歳出。概要説明書は4ページです。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。職員人件費と経常事務費分です。一般管理経常事務費は前年度より増額となっています。

目、連合会負担金は、国保連合会及び情報公社負担金で、国保連合会は前年度より減額、情報公社は事務処理標準システム導入により増額です。

項、運営協議会費、目、運営協議会費。国民健康保険の運営に関必要な意見の公開や審議、市町村長への意見を答申するなどの役割を持つ協議会で、その委員12人の報酬2回分となっています。

次に11ページです。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費。一般被保険者の診療報酬で医療費の推移から前年度並みと試算しております。

目、一般被保険者療養費。一般被保険者の柔道整復、補装具療養費等に係る支給で、療養費の推移により前年度と増額としております。

目、審査手数料。国保連に委託している審査支払手数料で、レセプト件数の増により前年度よりも増額です。

次に12ページです。

款、保険給付費、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費は、一般被保険者の医療費が一定以上の高額になった時に、保険者が負担する経費で、医療費の動向により前年度よりも増額です。

目、一般被保険者高額介護合算療養費。医療保険と介護保険の両方の給付を受けることで、自己負担が著しく高額になる場合の負担緩和措置で、推移を前年並みと試算し同額としております。

項、葬祭諸費、目、葬祭費。被保険者がお亡くなりになった時の葬祭費の支給で前年度と同額です。

次に13ページです。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金は、被保険者が出産した時の支給で前年度と同額です。

項、移送費、目、一般被保険者移送費は、医師の指示による入院治療や転院を要する場合の移送に係る費用で、前年度と同額です。

ここから概要説明書は5ページとなります。

款、国民健康保険事業費納付金は、島根県に納める納付金で県から示された金額を計上しております。算定の推計として、被保険者数一人当たりの診療費、その他平均所得などが指標となっております。令和4年度は団塊の世代が後期高齢医療保険に移行し、被保険者数の減少、またそれに伴う医療費の減少が影響し、相対的に減額になっていま

す。

項、医療給付費分、目、一般被保険者医療給付費分は、一般被保険者の医療費分で前年度より減額としています。

次に14ページです。

項、後期高齢者支援金等分、目、一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療に要する支援分で前年度より減額です。

項、目、介護納付金分は、介護保険第二号被保険者に属する世帯に案分して賦課するもので前年度より減額です。

款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費、目、特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の事業費で、国保被保険者の健診費用を一般会計へ繰り出すもので、前年度より減額です。

次に15ページです。

款、項、保健事業費、目、保健衛生普及費は、国保保健事業に係る経費で、令和4年度新規で多重多剤投与者の保健指導や、糖尿病重症化予防に取り組むために増額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、島根県への納付金が少なかったことにより増額です。

款、項、公債費、目、利子。一時借入金利子は前年度と同額です。

次に16ページです。概要説明書は6ページとなります。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者保険料の還付金で医療分と介護分、それぞれ前年度と同額です。

目、一般被保険者還付加算金は、一般被保険者の還付加算金医療分と介護分で前年度と同額です。

目、償還金。前年度に交付された普通交付金の精算返還金で前年度と同額です。

項、繰出金、目、繰出金は、飯南病院への繰出金です。

次に17ページです。

款、項、予備費、目、予備費は、前年度と同額です。

次の18ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じて作成しておりますのでご確認ください。説明は以上です。

続きまして、議案第36号を説明します。

令和4年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,133万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

2 ページです。

第1表 歳入歳出予算。歳入。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。5,716万円。

款、使用料及び手数料。5千円。

款、繰入金。1億2,371万円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。46万1千円。

歳入合計、1億8,133万7千円です。

歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。220万6千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。1億7,866万5千円。

款、諸支出金。26万1千円。

款、予備費。20万5千円。

歳出合計、1億8,133万7千円。

続きまして事項別明細書です。4 ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の財源内訳は、すべてその他特定財源で、1億8,133万7千円です。

続きまして5 ページです。概要説明書は1 ページです。

2. 歳入。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料。年金から天引きされる方法で徴収されるもので現年分は前年度よりやや低く見込み減額です。

目、普通徴収保険料。年金天引きができない方の徴収で、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

滞納繰越分はやや高く見込み、増額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入。総務管理費及び徴収に係る繰り入れで前年度とほぼ同額です。

目、保険基盤安定繰入金。保険料軽減分の繰り入れで前年度より増額です。

目、療養給付費繰入金。療養給付に係る繰入金で増額です。

次に6 ページです。

款、項、繰越金、目、繰越金は、前年度の繰越金で同額としております。

款、諸収入、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金。死亡や資格移動等に伴う保険料の還付で前年度と同額です。

項、雑入、目、雑入は、広域連合負担金返還金は前年度と同額です。
保健事業補助金は、人間ドックの助成、費用助成ですがその財源となるもので前年度と同額です。

次に 7 ページ、歳出です。概要説明書は 2 ページです。

3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。經常事務費分と人間ドックの補助金で、前年度とほぼ同額です。

款、項、後期高齢者医療広域連合納付金、目、後期高齢者医療広域連合納付金。市町村負担金で保険料の見込み額の増、基盤安定見込み額の増、医療費の推計などにより前年度より増額です。

次に 8 ページです。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡や資格移動等に伴う保険料の返還金です。

目、還付加算金は、前年度と同様です。

款、項、予備費、目、予備費。前年度と同額となっております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第37号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、及び議案第38号、令和 4 年度飯南町病院事業会計予算の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい、番外。議案第37号について説明します。

令和 4 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,234 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び、共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 3 月 7 日提出、飯南町長。

次のページです。第1表 歳入歳出予算。款について読み上げます。歳入。
款、訪問看護事業収入。2,736万円。
款、繰入金。498万5千円。
款、繰越金。1千円。
款、諸収入。1千円。
歳入合計。3,234万7千円。
歳出。
款、訪問看護事業費。3,214万7千円。
款、予備費。20万円。
歳出合計。3,234万7千円。

次のページから、事項別明細書です。4ページをご覧ください。

1.総括です。歳入については説明を省略します。歳出。歳出合計の財源内訳は、全てその他特定財源です。

次5ページご覧ください。2.歳入。

款、訪問看護事業収入、項、目、訪問看護収入については、医療保険による収入。

項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入については、介護保険による収入となります。どちらも令和3年度の実績を基に利用者数を見込み、予算に計上しています。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。歳出の減により前年比較で減額となっています。

款、項、目、繰越金。前年度と同様です。

6ページです。

款、諸収入、項、目、雑入についても前年度と同額を計上しています。

7ページをご覧ください。3.歳出。

款、項、目、訪問看護事業費ですが、異動などにより人件費の減があり前年比較で減額となっています。また、経常管理費では、訪問用公用車1台の更新を計上しています。その他の経常管理費については、令和3年度事業の実績により計上しています。負担金については前年度と同額です。

8ページ、款、項、目、予備費。前年度と同様の計上です。

9ページからの給与費明細書については、一般会計に準じて作成していますのでご覧ください。説明は以上です。

次に、議案第38号について説明します。

(総則)

第1条 令和4年度飯南町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、48床。

(2) 年間患者数。入院、12,264人。外来36,958人。(病院外来33,438人、診療所外来3,520人)

(3) 一日平均患者数。入院、33.6人。外来、155.8人。(病院外来137.6人、診療所外来18.2人)

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、病院事業収益、10億3,968万8千円。

第1項、医業収益、7億4,335万3千円。

第2項、医業外収益、2億9,633万5千円。

支出。第1款、病院事業費用、10億8,800万8千円。

第1項、医業費用、10億7,371万9千円。

第2項、医業外費用、1,328万9千円。

第3項、予備費、100万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額5,425万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額278万8千円、過年度損益勘定留保資金5,146万3千円で補填する。)

収入。第1款、資本的收入、1億499万1千円。

第1項、企業債、2,580万円。

第2項、一般会計出資金、7,919万1千円。

支出。第1款、資本的支出、1億5,924万2千円。

第1項、建設改良費、3,067万6千円。

第2項、企業債償還金、1億2,856万6千円。

第3項、他会計長期借入金償還金、こちら0円です。

2ページをご覧ください。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器等整備事業施設整備事業。

限度額、2,580万円。

起債の方法、証書借入。

利率、4.0%以内。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費、5億8,624万7千円。

(たな卸試算購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1億2,337万6千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、施設設備。名称、病院全館LED照明化工事。数量、一式。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

3ページから、説明の資料です。

5ページご覧ください。実施計画書です。こちら目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。

(収入)

目、入院収益、3億7,743万6千円。

外来収益、3億838万3千円。

その他医業収益、5,753万4千円。

受取利息配当金、1千円。

他会計補助金、2億7,000万円。

補助金、130万1千円。

患者外給食収益、46万8千円。

長期前受金戻入、1,614万3千円。

その他医業外収益、842万2千円。

(支出)

目、給与費、5億8,624万7千円。

材料費、1億2,337万6千円。

経費、2億5,931万6千円。

減価償却費、1億137万8千円。

資産減耗費、2千円。

研究研修費、340万円。

支払利息及び企業債取扱諸費、931万9千円。

雑損費、1万円。

消費税、396万円。

予備費、100万円。

6 ページです。2. 資本的収入及び支出。

(収入)

目、企業債、2,580万円。

一般会計出資金、7,919万1千円。

(支出)

目、建物整備費、1,748万3千円。

有形固定資産購入費、1,319万3千円。

企業債償還金、1億2,856万6千円。

他会計長期借入金償還金についてはありません。ゼロ円です。

次のページから支出明細書です。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

入院収益については、病床利用率70%を設定し計上していますが、患者一人当たりの単価増により前年度に比べ増額となっています。

外来収益については、令和3年度の実績などにより、患者数減少の見込みで計上していますが、こちらも患者一人当たりの単価増により、前年度に比べ増額となっています。

その他医業収益については、健診や予防接種など入院、外来診療以外の医業収入の実績をもとに計上しています。

受取利息配当金は、定期預金等の利息を計上しています。

他会計補助金については、操出基準内で、これまでの病院改革プランに基づくものとして計上しています。

補助金については、非常勤医師の交通費など、県補助金について増額の見込みですの増としております。

患者外給食収益については、医師等へ提供する給食費を計上しています。

長期前受金戻入については、減価償却に伴う長期前受金からの戻し入れです。

その他医業外収益については、病室のテレビの利用料など、医業による収入にあたらなないものを実績をもとに計上しています。

次8ページ、支出です。

給与費については、病院事業審議会委員報酬や、正規職員、会計年度職員の人件費を

計上しています。定期昇給や非常勤歯科医師、会計年度任用職員の増などにより、増額となっています。

材料費、また次の経費については、実績などにより計上しておりますが、経費については医療機器保守料や歯科技工料、院内薬局業務、給食業務の委託料の増により増加となっています。

次に、9ページです。減価償却費については、電子カルテの更新時期の影響などにより減額となっています。

資産減耗費については、前年同様の計上です。

研究研修費については、研修、学会への参加等の費用を前年同額で計上しています。

支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還に係る支払利息等計上しています。

雑損費については、前年と同額です。

消費税については、課税収入の増を見込んで計上を行っています。

予備費は、前年と同額です。

10ページです。2. 資本的収入及び支出。

(収入) 企業債については、施設、医療機器等の整備に係るものです。

一般会計出資金は、企業債償還に係るルール分の繰入です。

11ページ、(支出) です。建物整備費、それと次の有形固定資産購入費については、概要資料の5ページ、下段ですね。整備、購入するものをあげています。病院、来島診療所の照明LED化、また、これ要望も多いんですけども和式トイレの洋式化による、様式トイレの増設整備。その他医療機器につきましては、老朽化による更新を計上しております。

企業債償還金については、平成30年度に整備したX線テレビ、また令和2年に整備した検査機器などの償還が始まることにより増額となっております。

他会計長期借入金償還金については、令和3年度に償還が完了しますので、皆減となっています。

次の12ページから、予定キャッシュフロー計算書等附属資料付けておりますが、こちらについては説明を省略させていただきます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第39号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計予算、及び、議案第40号、令和4年度飯南町下水道事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第39号について説明します。

(総則)

第1条 令和4年度飯南町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数。1,793戸。接続率92.3%。
- (2) 年間総配水量。793,424m³。
- (3) 一日最大配水量。2,421m³。
- (4) 主要な建設改良工事。給水装置新設工事。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、簡易水道事業収益、2億3,049万8千円。

第1項、営業収益、1億200万円。

第2項、営業外収益、1億2,849万8千円。

支出。第1款、簡易水道事業費用、2億5,344万4千円。

第1項、営業費用、2億3,679万4千円。

第2項、営業外費用、1,615万円。

第4項、予備費、50万円。次に2ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,794万4千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10万9千円、過年度損益勘定留保資金2,837万3千円、当年度損益勘定留保資金946万2千円で補填する。）

収入。第1款、資本的収入、7,593万1千円。

第2項、受益者分担金、100万円。

第5項、一般会計出資金、7,493万1千円。

支出。第1款、資本的支出、1億1,387万5千円。

第1項、建設改良費、220万円。

第2項、企業債償還金、1億1,167万5千円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款、簡易水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。1,686万3千円。次に3ページです。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、106万5千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、水道管等。数量、一式。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次に6ページをご覧ください。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、給水収益、1億200万円。

目、受取利息配当金、1千円。

他会計補助金、3,063万6千円。

長期前受金戻入、9,785万9千円。

雑収益、1千円。

消費税還付金、1千円。

(支出)

目、水道事業管理費、5,616万7千円。

総係費、1,686万3千円。

業務管理費、705万6千円。

減価償却費、1億5,670万8千円。

支払利息及び企業債取扱諸費、1,609万9千円。

消費税、1千円。

雑損費、5万円。

予備費、50万円。次に7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、受益者分担金、100万円。

一般会計出資金、7,493万1千円。

(支出)

目、建設改良費、220万円。

企業債償還金、1億1,167万5千円。

次に8ページです。収入支出明細書です。説明資料の方は1ページからです。

1. 収益的収入及び支出。

収入は、給水に係る水道使用料、他会計からの補助金を計上しております。

支出につきましては、説明資料2ページからです。こちらの方で光熱水費や水質検査の委託料、4年度については簡易水道事業計画策定業務委託料、そしてろ過池の補砂工事、機器の取り替えなどの経費を計上しております。

次の9ページです。総係費で2名分の給与、そして業務管理費でメーター検針委託費用を計上しております。

営業外費用につきましては、企業債の支払利息を計上しております。

次に10ページです。説明資料は4ページです。

2. 資本的収入及び支出。収入につきましては、新規接続による加入分担金と一般会計からの出資金を計上しております。

支出につきましては、新規接続に伴うメーター取り付け費用と企業債償還元金を計上しております。

建設改良費につきましては、4年度につきましては、県の農道改良工事等による水道管支障移転がないことから、対前年大幅に減額となっております。

次の11ページから、予定キャッシュフロー計算書以降、付属説明資料を付けております。こちらの方はご覧ください。議案第39号の説明は以上です。

続いて、議案第40号について説明します。

(総則)

第1条 令和4年度飯南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数。1,538戸。接続率75.7%。

902戸(公共下水道) 接続率82.4%。

559戸(合併浄化槽) 接続率65.1%。

77戸(農業集落排水) 接続率98.7%。

(2) 年間総処理水量。379,610^m³。

243,081^m³(公共下水道)

117,019^m³(合併浄化槽)

19,510^m³(農業集落排水)

(3) 一日平均処理水量。1,040^m³。

666m³（公共下水道）

321m³（合併浄化槽）

53m³（農業集落排水）

（４）主要な建設改良工事。合併浄化槽設置工事。

（収益的收入及び支出）

第３条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第１款、下水道事業収益、２億5,859万３千円。

第１項、営業収益、9,092万５千円。

第２項、営業外収益、１億6,766万８千円。

支出。第１款、下水道事業費用、２億9,106万６千円。

第１項、営業費用、２億6,212万１千円。

第２項、営業外費用、2,794万５千円。

第４項、予備費、100万円。次に２ページです。

（資本的收入及び支出）

第４条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,430万７千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額64万１千円、過年度損益勘定留保資金1,632万２千円、当年度損益勘定留保資金1,734万４千円で補填する。）

収入。第１款、資本的收入、１億7,412万８千円。

第１項、企業債、5,110万円。

第２項、受益者分担金、300万円。

第４項、補助金、463万４千円。

第５項、一般会計出資金、１億1,539万４千円。

支出。第１款、資本的支出、２億843万５千円。

第１項、建設改良費、1,470万円。

第２項、企業債償還金、１億9,373万５千円。

（企業債）

第５条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、820万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

起債の目的、資本費平準化。限度額、4,290万円。起債の方法、利率、償還の方法は同上です。次に３ページです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、下水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。898万5千円。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、機械及び装置。名称、合併浄化槽。数量、一式。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次に6ページをご覧ください。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、下水道使用料、9,092万円。

その他営業収益、5千円。

受取利息配当金、1千円。

他会計補助金、1億804万円。

長期前受金戻入、5,907万2千円。

雑収益、4千円。

消費税還付金、1千円。

国県補助金、55万円。

(支出) 目、公共下水道管理費、3,335万5千円。

合併浄化槽管理費、3,869万3千円。

農業集落排水管理費、867万円。

総係費、898万5千円。

業務管理費、3,743万2千円。

減価償却費、1億3,498万6千円。

支払利息及び企業債取扱諸費、2,792万4千円。

消費税、1千円。

雑損費、2万円。

予備費、100万円。次に7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、5,110万円。

受益者分担金、300万円。

国県補助金、463万4千円。

一般会計出資金、1億1,539万4千円。

(支出) 目、建設改良費、1,470万円。

企業債償還金、1億9,373万5千円。

次に8ページです。収入支出明細書です。説明資料は1ページになります。

1. 収益的収入及び支出。

収入につきましては、下水道の使用料について、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水ごとの見込み額の計上と、一般会計からの補助金額を計上しております。

次に、9ページ、10ページ、支出です。支出につきましては、営業費用で3つの種類ごとに光熱水費、水質検査の委託費、修繕費を計上しております。

総係費は1名分の人件費、業務管理費では広域連合に対する汚泥処理費用を計上しております。

営業外費用につきましては、企業債の利息を計上しております。

次に11ページになります。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

収入につきましては、企業債、新規接続に伴う加入分担金、国県補助金、一般会計からの出資金を計上しております。

支出につきましては、合併浄化槽10基分の設置工事費と企業債の償還金元金を計上しております。

12ページ予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましてはご覧ください。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終了します。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は議場の時計で10時30分を予定いたします。

なお、変更する場合がありますので、あらかじめご承知いただきたいと思います。

なお、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前 9 時 59 分休憩

.....

午前 10 時 28 分再開

○議長（早樋 徹雄） それではお揃いでございますので、本会議を再開いたします。

ここで3月7日に提出された「議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」執行部から訂正の申し出がありましたので、お手元に正誤表を配付しております。ここで長島防災危機管理室長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

議長から発言のお許しをいただきましたので、議案の訂正について説明させていただきます。

昨日の定例会初日に提案いたしました議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案に誤りがございました。提案理由を説明したあとの訂正でございますので、飯南町議会会議規則第20条の規定により訂正させていただきます。

この誤りは、私が議案として提出する前の最終確認を怠ったためであり、弁明の余地もなく深くお詫び申し上げます。たいへん申し訳ありませんでした。今後はこのようなことが二度とないよう緊張感を持って事務執行に努めてまいります。

お配りしております議案の訂正について朗読をさせていただきます。

令和4年3月8日 飯南町議会議長 早樋徹雄様。飯南町長 塚原隆昭。

令和4年第2回飯南町議会定例会提出議案の訂正について。

令和4年第2回飯南町議会定例会に上程した議案に誤りがあり、下記のとおり訂正いたします。飯南町議会会議規則第20条の規定により申し出いたします。

記

1. 事件名。

議案第10号 飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 訂正事項。議案の表紙を別紙のとおり訂正。

3. 訂正理由。記載誤りによる。

1枚おめくりください。議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての訂正について。

議案の表紙に下記の誤りがありましたので、別紙のとおり訂正をお願いいたします。

記。誤った箇所を赤字で記載しております。誤りは飯南町消防団員の定数としておりました。正しくは、飯南町消防団員の定員でございます。

定員を定数と記載しておりました。訂正した議案の表紙を付けておりますので大変お手数をおかけいたしますが、お手持ちの議案書を訂正いただきますようお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 説明が終わりましたが、ご発言がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） ないようでございますので、この件についてはこれで終わります。

日程第２ 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、質疑を行います。

はじめに、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） ６番、安部誠也議員。

○６番（安部 誠也） はい。６番。

度々、損害賠償の話が出ておりますが、地方自治法によれば 243 条の２項に、「職員の損害賠償責任の全部又は一部の免除には議会の同意が必要である」これはわかりますが、ちなみに地方公営企業法では、条例で定める場合は議会の同意が必要。そういう文言がありますが、金額的なことも含めて、この損害があった場合は必ず議会の同意が必要なのかどうか、ちょっと確認させてください。聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥なものでよろしくをお願いします。

○議長（早樋 徹雄） ６番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

議決に関わることは全体のことでございますので総務課のほうでお答えします。金額につきましては、50 万円以下は議会へ報告するということです。それ以上につきましては、損害額について議決を得なければなりません。ただ、この 50 万円については、保険で補填される額を除いた額の 50 万円ということですので、今回は専決処分での報告、承認という

ものであります。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。5 番。

先方さんの、相手方の 66 万円、これ記入してありますが、町営バスの損害額というのはこれはゼロと解釈してよろしいでしょうか。いくらでしょうか。あれば。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

5 番議員からのご質問ですが、町営バスの損害額ちょっと今資料持ち合わせておりません。この損害については、この金額については相手方の家屋の損壊部分ということで、町営バスの後方部分についても損傷がございますが、金額的なものについては後日改めて説明したいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 号、飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。7 番。

説明資料の方で（4）の河川道路等の関係では、説明の中に申請書及び許可証の㊟表記を削除するというふうになっていますが、その上の（3）の火入れの方は、申請があれば当然許可があるんじゃないかと思うんですけども、こちらでは許可証の㊟というのはありませんけども、この違いをちょっと説明してください。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。

㊦表記の削除の件でございますが、許可証については、許認可業務ですので公印を押します。が、火入れにつきましては、申請で許可証につきましては、確認をしたいと思いますが、確認して委員会の方でまた報告させていただきます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

先ほどの答弁ですけれども、委員会報告では足りないと思いますけれどもいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

7番議員の質問に対し補足といいましょうか、訂正をさせていただきます。そもそもこの火入れ許可証の様式の方に㊦がないということでもあります。この火入れの条例につきましては、㊦表記、申請書のみの㊦を削除するということでもあります。

2番議員の質問にもそれが回答でよろしいでしょうか。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

説明資料の中に詳しく書いてあるんですが、この度機能別団員を設けるということでございます。この表の中の種別を見ても団員と示してありますが、資格3項目について書いてあります。そして、その内容を聞くわけですが、身分補償といいますか、その機能別団員のいろいろ福利とか、厚生とか、退職金とか、団員は決めてあります。公務災害そして消防団員の福祉そして退職報償金も団員には規定がありますが、この機能別団員にもそうした処遇待遇は適用されるのかお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

先ほど機能別団員の処遇についてご質問いただきました。機能別団員につきましては、公務災害の補償、それから衣服等の支給については従前の団員と一緒にすけども、退職報償金については支給をいたしません。違いはそこだけでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

再質問ですが、例えば、団員を早く辞めて、辞めた時に退職金をもらうから、あと機能別団員になっても10年勤めようが15年勤めようが、一応もらっているからあとはつかないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

そのとおりでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○5番（高橋 英次） はい。よろしいです。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

この機能別団員、言葉は別にして、これまで定員不足を補う手段として委員会の中でも議論にあがった部分だろうと思います。それがこういう形で出てきたんだろうと思いますが、確認させていただきたいことがですね、この中で、団員として基本団員と機能別団員というものに分かれておって、条例の中にも「団員は」という言葉ではじまるころがあって、その場合の団員というのは両方を指しとって、例えば片方を指す場合にはいわゆる基本団員は何々何々。機能別団員が何々何々。というようなこの改正のところでは書いてあるわけですが、ただ今の「団員は」というところの扱いですね。これは両方全部いく。例えば怪我だったり補償の場合の次の条例ですけど、そこに結構、そこが団員じゃなくて非常備消防団員とかいう書き方がしてあって、そういうところでいくと、ここは含まれるのか、含まれないのか、怪我の場合の補償ですね。

そういうことも精査してあるのかどうかわかりませんが、確認させていただきたいということと、サービスのところで、いわゆる消防団長の招集で集まって活動するというふうな服務規律が条例の中であるんですけども、ところが今のこの中では、町長が機能別については、別に定めるのか、そういう書き方がしてありますよね。とんでもないことをさせられるとは思わないですけど、本来招集する団長でない人がサービスを決めて定めてそれを団長が招集してその活動をさせるという組み立てでいいんですか。ちょっと確認をさ

せてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

先ほど3番議員からご質問いただきました。条例の中に書いてある団員については、機能別団員も含めた団員、で従来の団員については基本団員という書き方をしております。まず、任命につきましては、基本的に基本団員については団長が資格を有するものから町長の承認を受けて任命するというもの、基本団員はですね。団長以外についてですね。団長以外については、団長が資格を有するもののうちから町長の承認を受けて任命するものになっていますし、機能別団員につきましても、団長が資格を有するもののうちから町長の承認を受けて任命するという事で一緒でございますので、そのへんの出動の仕方については基本団員と一緒にございます。以上です。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

なる過程はいいと思うんですよ。任命されてなるわけ、さっきここにありました資格の中でありますよね。そういう資格の人がなされる、任命されるのはいいんだけど、服務規程ですよ。何をするかというところが、「町長が定める」です。文言ないんですよ。とんでもないことさせられるとは思わないけども、そこが明確でないのに機能別団員は、団長の招集によって集められるわけですよ。そこのところが、団長が集めたけど本来それは町長が決めたことじゃないでみたいなことになって困ると思うんですよ。そこが明分化できないのかという気がしているんです。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

先ほど3番議員からご質問いただきました。機能別団員の出動する内容につきましては、規則を別に定めておりますので、そちらの方に記載をする予定にしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

これさっきの質問の続きで、そこで言ったんですけど、この公務災害の中には、いわゆる非団員という書き方じゃなくて飯南町非常備消防団員という書き方がしてあるんですけど、この場合に先ほど言った、今のこの団員ということ、何とか機能別何とかかんとか、基本団員とか頭にない場合、両方が対象になって、この公務災害の対象になるんだということでもいいんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

3 番議員からご質問いただきました。機能別団員についても公務災害補償の対象になるかということでございますけども、こちらにつきましては基本団員、機能別団員、どちらも対象になります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、飯南町消防防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（飯南町リース牛舎）の指定管理者の指定についてを議

題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、公の施設（飯南町哺育牛舎）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、公の施設（飯南町総合交流ターミナル）の指定管理者の指定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号、住宅使用料に関する権利（債権）の放棄についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、雲南市・飯南町事務組合と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託の廃止についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

多分、昨年だったのですが、出雲市から、11月から加茂のエネセンへ持って行くということで、出雲市へ持ち込みがなくなったんでお金が返ってきたと思います。

その後に、多分、始末費というか最後の片付けを出雲のエネルギーセンターしておられると思うんですけど、その費用についての精算というものはないんでしょうか。そういうものが残っているとすると、これがなくなっていると戻ってこれなくなるような、戻したくても戻せない、取りたくても取れないかはよくわからないけど。いうようになるんじゃないかという気はしている。そこらへんの金銭のことは完全に済んでいるんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほどの出雲エネルギーセンターでの処理の終了に伴う精算についてのご質問だと思いますが、負担金についてはですね、具体的な返還は来年度になると思われれます。今度出雲エネルギーセンターに関係する連絡会議が開催される予定ですが、そこで具体的にこのぐらい金額が下がったという説明を受ける予定になっておりまして、来週なんですけども、それに基づいてまた議会の方にご説明をしようというふうに考えております。終い作業につきましては、これからどのような形で進めるかという計画を立てると聞いておりまして、終い作業に関する経費はこれから出雲市から説明があるという予定になっております。以上です。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

こういう最終的な精算が済んでなくても、この事務処理はしないよと、行く時は確かに事務組合をとおって出雲市に行ってるんで、返すときはこれがなくなっておっても直接飯南町へ返すということ、もしあれば、お金のやり取りがあるとすれば、精算して。どうなのかがよくわからないです。何か事務処理が残っているのにこれをなくしちゃっていいのかという気がしています。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほどの全ての精算が終わってないのに事務委託の廃止についての議案を提出してい

るという件でございますが、エネルギーセンターでの処理終了に伴うことにつきまして、事務委託を廃止するというところでございます。エネルギーセンターに絡む終い作業とか、これから終い作業に伴う経費が発生いたしますけれども、これにつきましては別途、協定といいますか、確認書を交わす予定になっておりまして、実際の処理の終了に伴いましてこの事務委託については終了するというところで、県の方にも確認済みでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

出雲エネルギーセンターが廃止されて、いよいよ自前で一般廃棄物の処理をしなくてはなくなりますが、以前に説明を受けたかもしれませんが、そうであれば記憶がとんでおります。今回、この可燃ごみからと記載してあるのを一般廃棄物にということですけれども、そもそもこの可燃ごみだけを相手にした協議がされたその経緯について教えてくださいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど2番議員のご質問ですけれども、当初は出雲エネルギーセンターでの可燃ごみ処理が終了するというところで、可燃ごみ処理施設の建設について検討をはじめたと認識しております。それ以降にこの可燃ごみ処理施設の検討を行う中で、不燃ごみ、それからプラスチックごみのリサイクルの問題も新たに出てきまして、不燃ごみ資源リサイクルと一体的な処理施設を検討する必要が出たこと。

それから最終処分場も今現在の処分場がかなりいっぱいになってきておりまして、それもあわせて検討が必要になったということで、一体的なごみ処理施設を検討するという流れになったという、このように認識しております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

そもそも一般廃棄物については、地方自治体が責任をもって処理をするということになっておりまして、可燃ごみだけを対象にしてですね、協議がはじまること自体が私は疑問に思ったんです。今思っても遅いかもしれませんが。

それで、当初は、可燃ごみは出雲のエネルギーセンターで処理をしてもらおうと、それ以外のプラスチック類とか不燃物については各自治体の方で処理をしていくと。その方針が変わるということは、今の各自治体がやっておりますプラスチックごみや不燃物の処理が変わっていくのか。それが前提になっているのかどうなのか。

例えば、いいしクリーンセンターでプラスチック類とか不燃ごみを処理をしておるわけですが、それを変えるのか。今もともと可燃ごみしか対象にしてないということには、いわゆる不燃物については今までどおりでやっていけばいいということになりますので、さっきの課長の答弁からいえば、もうそろそろ堆積場もいっぱいになってきたと。

そのことがその当時予見できなかったのか。そこらへんはどうですか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど 2 番議員の追加のご質問の件でございますが、少しこれまでの経過を整理して改めてご説明したいと思いますので、資料等も準備して改めてご説明したいと思いますので、宿題にさせていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

2 番議員の方からごみ処理の関係でご質問いただいております。この不燃物の処理の件です。最終処分場の件ですが、こちらについては一部事務組合の方で検討しております。最終の候補地も決まって、これ加茂町地内の三代地区ということで場所も決まってそこで最終処分場設置ということで地権者交渉等もしておりましたが、実はこの間でですね、もう 3 年ぐらい経過になりますが、その地権者交渉がうまくいっていません。今回その最終処分場がですね、早急に確保しなければならない。これ奥出雲も既にほぼいっぱいになっておりまして、今回の次期燃ごみの施設にあわせてこの最終処分場も検討していかなければ、今想定しておるところが非常に難しいという状況がありまして、今その報告ができておりませんでしたので、ご質問いただきましたが、そういうことも含

めてちょっと経過をですね、ていねいに説明させていただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

これで終わりにしますけども、実際にごみを考えたときに、可燃ごみ、それから不燃
ごみ、そういうものをまとめてこれはどうする、これはどうするというふうな手順を踏
んでいかないと、（聞き取り不能）みたいな格好でやっていると変なことになると思うん
ですよ。ですから、変更があるないに関わらずあわせて議会に報告させていただきたい
ということであります。

それから、さっき加茂の方で、最終処分場の話をされましたけれども、加茂はね、な
かなか難しいと思うんですよ。もう10年ばかり前ですけども、松江のある建築業者が山
地に不法投棄してました。現場へ私も告発があったもんだから、何で加茂からうちへ来
るのかと思っていたんですけども、呼ばれたので行ったんですよ。確かにえらいほど積
んでありました。山の中にね。そういうのを県の方に告発したんですけども、その後の
処理について自分では認識してませんが、そういうことがありますのでなかなか難しい
かなと思ったりはして、今聞いておりました。

いずれにしてもですね、その可燃ごみ全体をどうやって行くかというふうに考えてい
かないと、ただ可燃ごみはこうだ、こう持って行けばいいとかね、というやり方でやっ
とすると途中で変なところにはまると思います。そういうこともあわせてですねお考えい
たきたい。これは私の意見ですので答弁よろしゅうございます。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をします。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 12 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

先ほど2番議員から、ごみ処理について、資源ごみも含めた一体的な処理のことを説
明をということでございました。本会議での質問でございますので、本会議でやるべき
事項かもしれませんけれども、全体的なことを少し執行部の方から説明を受けておきた
いというふうに思いますので、これについては、全員協議会で説明を受けるということ
にしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） いいですか。そういうことでこの事項については終わりたいと思います。

次に、議案第29号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和3年度飯南町一般会計補正予算（第11号）を議題として、質疑を行います。はじめに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。歳入については質疑なしと認めます。

次に、歳出についてページを区切って質疑を行います。

はじめに、18ページの（款）総務費（項）一般管理費から、24ページの（款）衛生費（項）清掃費までのところで質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。質疑なしと認めます。

次に、24ページ（款）農林水産業費（項）農業費から、最終36ページ、給与費明細書までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

25ページですね、農地費の中の農業基盤整備促進事業500万円の減額というところですが、既決額からいうと半分ぐらいになっております。説明資料の方では事業費確定ということになっておりますけども、その確定したというか、普通に聞けばできなかったみたいなふうに思えるんですけども、そこらへんのいきさつといたしますか、減額理由を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

農業基盤整備促進事業の500万円の減額でございますけども、説明書の方ですね、事業費の確定と書いてございますが、厳密に言いますと補助金がですね、思ったように付かなかったところでございまして、ちょっとすみません、説明が不十分でございましたが、交付が大幅に減ってしまったということが正しい理由でございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

ちょっと全体にあるのであれですけど、地域おこし協力隊についてですけど、募集をかけたけど応募がなくてやめられたというパターンもあるし、任期途中で、いろんな都合があるんでしょうけどやめられた方がおられる。ということがあって減額補正が結構ありますけども、そのへんの原因ですよね。中途退でやめられる方は確かに本人の理由があるんだろうとは思いますが、募集をかけたけど応募される方がいないということの原因ですよね。その考えられたことがあるというか、追及というか、ことがあるかなと思って原因をですね。

というのは、以前、美郷町へは行くけど何で飯南町に来ないという話の中で、報酬が低かったんだみたいなことが出てきましたよね。そういうこともあるんで、やはり今の美郷町とか邑南町とかの状況を私も調べていませんけど、結構な人数の協力隊員が入ってきています。新聞報道やテレビでも結構今コロナの関係で都会地から地方へと目は向いているんだと言われながら、こういうところには応募してこられない。やはり何らかの原因がそこにはあるんじゃないかというふうに思うわけです。

そのへんのこと、どう考えたのか、自分でこう調べてみたとかいうことがあれば聞かせてもらいたいですが。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回の補正に関しましては、まちづくり推進課としては宇山地区の募集というところに関連しております。こちらにつきましては、応募者がありまして面接等もさせていただいたんですが、採用するには至らない人材だったかなという判断で、採用は見合わせたというところでありまして、継続して募集をかけるということも考えられたんですが、一旦宇山地区としましては、（聞き取り不能）を整理させていただきたいということで、

今回は見合わせてもらったというところであります。

全体的な募集につきましても、今継続して募集しながらやっている協力隊もありまして、募集があつて採用したけど、結局は辞退されたとか、そういったケースもありました。なかなか今難しい状況にあるかなというふうに思っております。

協力隊の報酬等につきましては、見合わせたこともありまして、処遇改善も努めているところですが、そうした全体的な精査につきましては、まだ不十分なところもあると思いますので、しっかりとそのあたり研究しながらできる限り応募、募集に繋がるような取り組みをしていきたいというふうに思いますので、継続してですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、令和3年度飯南町病院事業会計補正予算（第4号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号、令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号、令和4年度飯南町一般会計予算を議題として、質疑を行います。はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出についてページを区切って質疑を行います。

はじめに、37ページの（款）議会費（項）議会費から、53ページの（款）総務費（項）監査委員費までの質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

まず確認です。予算書のページ43ページ、ふるさと応援寄附促進事業でございます。この説明に際してですね、詳細説明の時に、ポータルサイト業務委託料ということで説明ありましたが、これ前年は880万円の委託料でございました。本年は、990万円に110万円ほど委託料としては上がっております。そこについて具体的な説明がございましたので、委託内容の変更があったのであれば、その分について説明をいただきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

令和3年度におきましては、年度途中から「さとふる」を追加で委託しております。令和4年度につきましては、それを見込んで増額したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

41ページ、その他町有財産臨時管理費ですが、旧赤名米倉庫の解体工事がありますが、これは老朽化に伴う解体と理解してよろしいでしょうか。また、その跡地利用は何か構想にあっての解体であるか否やお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

旧JAの赤名倉庫ですけども、説明の時にも申し上げましたが、現在使っておりません。遊休施設ということ、それから老朽化。この2つがあって取り壊すということにしております。その後の跡地利用については、更地にして地権者の方へお返しすると

いう予定にしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

徴税費の賦課徴収費の中にですね、過誤納還付金、過年度徴収税額とありますけども、具体的にお知らせください。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

確認をさせていただきます。賦課徴収費の中の税等過誤の払戻金についてのご質問と
いうことでよろしいでしょうか。

○2番（伊藤 好晴） 200万円組んである分ね。

○住民課長（永井 あけみ） はい。200万円のご質問ということよろしいですか。

こちらにつきましては、賦課更正等によります個人の住民税に加えて、法人町民税の還付金が大きなのが毎年あります。法人町民税につきましては、中間申告ということで前年売り上げがよかったところについては中間申告がありますが、決算の際に大きく下がる場合がございます、その際に還付金が多く発生しますので200万円という金額を計上しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

42ページ、支所費の中に来島拠点複合施設経常管理費がございます。その中で業務委託費で階段昇降機の保守点検がありますが、この階段昇降機の利用頻度といいますか、利用されている方はいるか、どのような状況なのか伺いたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

階段昇降機につきましては、オープン当初ですね、見学に来られた際にご利用いただ

いたケースはございますが、日常的に使用があるかといいますと、2階に何かある際ではないとご活用いただくことがないということで、オープン当初の視察と、それから来島文化祭の際に何名か使っていただいたことはありますが、日常的に利用は非常に少ないと認識しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

総務財産管理費の防犯灯の経常管理費と、修繕の費用がその下にありますが、これが防犯灯の扱いになっているかどうかかわからないんですが、駐車場がありますよね。頓原やまなみのところの。駐車場に防犯灯とっていいのかなのかははっきり、何かついてるなというイメージはある。赤名はどうか。防犯灯という扱いになっているのかなのか。道にこうあれば防犯灯という位置づけなんでしょうけど、駐車場の中を照らすようになっているような気もするし、看板の方を照らしているような気もするし、あのへんの位置付けがよくわからないんですが。

というのはですね、一回、頓原の道の駅、正式な道の駅ですね、カブトムシのようなトイレのある方、あそこは国交省が管理しておられるんで、夜に、定期的に防犯というか確認に回られるんですよ。その方がたまたま私とそこで会ったからかもしれませんが、こっち側の、やまなみ側の駐車場非常に暗いんで、これはどこの管理かということ。

町の管理だと、以前、この間も駐車場での事故で賠償問題というのがここへあがりましたが、町が例えば防犯灯とか、この駐車場を管理しておって、何か足元が見えなかった側溝に足を突っ込んで怪我をされた。そういうのがあったら賠償問題になりますよと。ですからつけられた方がいいですよという、たまたま話をされて。国交省はああして定期的に夜間は巡回してその確認をするんだと言われました。

ちょっとその防犯灯になるかどうかの位置付けがわからないので、どうなのでしょう。確認できますか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

防犯灯については、防犯灯台帳で管理しておりますので、そのものが防犯灯か否かということはすぐわかります。でもご指摘があったように現地を確認させていただいてですね、やまなみのとこのことですよね。

不明な点、不安な点がある場所はですね、現地を確認してその管理の所在も明らかにして対応したいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

総務費の財産管理のところで伺いたいんですけども、頓原基幹支所。ここの公用車の買い替えといたしますか、ここでリースということで申されたと思うんですけども、よくわからないんですが、なぜリースなのか。一般的にリースじゃなくて普通に公用車として購入されておる場合もあると思うんですけども、いろいろと理由はあると思うんですけども、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○基幹支所長（和田 真一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 和田基幹支所長。

○基幹支所長（和田 真一） はい。番外。

9 番議員さんから、公用車のリース料ということでご質問いただきました。現在ですね、公用車を 2 台、基幹支所では保有しております、1 台は普通車、もう 1 台は軽乗用車です。普通車の方が 28 万キロ以上、今走っております更新の時期を見計らっております。それで、普通車を 1 台購入ということも考えましたけども、現在のいろんな制度でですね、5 年間経った時に 5 年間のリースをして、その時点で、例えば性能であるとか、残債等をみてですね、もう一度再リースをする方法もとれますし、最初から買取をするよりもリース契約にした方が有利だろうというふうに思いまして、今回の補正を上程したものでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

いっしょに聞いとけばよかったかどうか分かりませんが、もう 1 点違うところで、42 ページのふるさと応援寄附促進事業というのがあります。説明の中で今年 1 億 5 千万円ぐらい、去年に比べると 1 億ぐらい少ないのかな。それで一昨年の令和元年に比べればいっしょぐらいだという言い訳のような、去年が減ったことの理由をどういうふうに思っておられるかよく分かりませんが、2 億 5 千万円あったものが 1 億 5 千万円ぐらいの

ところまで減ったということは事実だろうと思うんです。

以前、一般質問しましたが、そういう私はこういう考え方もあるよということはお伝えしたと思いますが、やらないということだったんで、それはいいんですが、やらないと言われるんだったら自分たちでもっとアイデア出せよと言いたくなるんですよ。なぜかといえば、今総務課長しておられますけども、那須課長が当時やっておられる時には、年間定期便というようなものやられて大ヒットですよ。こういうアイデアも出てくるんですよ。なんでそれをアイデア募って、人が言うことはやらない、アイデアも出さない、何をしているのか。それでなお且つ財政が厳しいという言い方をされる。これはふるさと納税非常に大事なお金ですよということは、中期財政計画の中でもうたっておられる。なんでもっと一生懸命やられないの。人のアイデアを横取りしたっていいじゃないですか。そんなのはなぜそれがいいのかということも私は言ったつもりですよ。もっと考えてやっていただきたいし、努力していただきたいと思っているんです。ちょっとそのへん今後どうされるのかお聞きしたいです。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の促進についてということで、令和2年度と比較しまして非常に下がったということは事実でありまして、こちらにつきましては、全国的にはコロナ禍によって一時的に巣ごもり需要というのがあって、そういったところも影響があったというふうには聞いておりますが、ただそれを言い訳にするわけにもいかないというふうに思っております。

飯南町としましては、非常に、昨年度から（聞き取り不能）情報発信が不足しているというふうに言われておりまして、令和4年度につきましては、そのあたりも含めてまずはそういった取り組みを、まずは強化していこうというふうに考えております。

そういった中で、飯南町をですね、魅力を発信しながらそういったふるさと納税の寄附金の向上にも努めてまいりたいと思っております、まずは今年度組んでおります予算の中から、事業の中からですね、そういった取り組みに繋げていきたいというふうに考えております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

45ページ、地域振興費の地域・人づくり事業ですが、飯南ブック作成委託料460万余計上されております。この飯南ブックというのはもう少し詳しく説明していただければいいんですが、作成されまして各戸配布でしょうか。それとも町外の人への情報誌として各施設において配布するものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

飯南ブックの取り組みにつきましては、先ほど少し触れましたが情報発信としての取り組みの一つとして令和4年度に取り組んでいきたいと思っております。

まず、今、3年度に進めております飯南町のブランドメッセージというのを今、事業として進めておりまして、その中で飯南町の、まず、そういったメッセージを決めて、そのメッセージをもとに飯南町の魅力を発信できるような本をですね、住民の方といっしょに作っていききたいというふうに考えております。

令和3年度にヒトカラという事業行っておりまして、その中で住民の方にローカルジャーナリストという取り組みをしていただきまして、原稿等作っていただきまして、そちらの方はホームページに掲載しておりますが、なかなかそういった取り組みもですね、少し中途半端といってはあれですが、なかなかゴールが見えてなかったかなというふうに思っております。

そうしたところも踏まえまして4年度につきましては、その結果といいますか、ゴールとしてですねそういった飯南ブックというものを作って飯南町の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

こちらにつきましては、現時点で考えておりますのが有料として考えております。有料としてまだ金額等は設定はしておりませんが、印刷会社さんの方にですね買い取ってもらって販売するという方法もありますし、町がすべて販売するという方法もあります。そのへんは少し整理させていただきたいと思いますが、そういった形でですね例えばある程度は配布する形で町が引き取るとかですね、そういったやり方もあると思いますので、基本的には販売するという目的で作成しようというふうに考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

ちょっと有料という言葉がでるとは想定してなかったんですが、これはいろんな事業所で置いて販売していただくということでよろしいでしょうか。それともまちづくり推進課が販売するんですか。お尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

まちづくり推進課の方ですべての本をですね、販売するというのはなかなか難しいか
と思っております。その印刷会社の持っておりますネットワークを活かして、例えばイ
ンターネットショッピングでありますとか、書店へですね置いていただくとか、そう
いった形をとってある程度販売していただくというような形が理想かなというふうに思
っておりますが、状況によってはですね、町の方で持ったままそれを配布するというこ
とも方法としてあるかと思いますが、そのあたりのところはどれくらいそういったとこ
ろに使うかというのは精査していただきたいというふうに思います。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

今話を総体的にお伺いすると、はっきりした道筋はたっていないが、本を作って何
とかとりあえずやってみよう。有料にして印刷会社経由で売ればよし、売れなけれ
ば無料で配布する。その程度の考えの事業なんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらにつきましては、きちんと本として、売れる本として作成したいと思ってい
まして、そのへんのアドバイス料とか委託料の中に入れておこなっていききたいとい
うふうに思います。基本的には、町外の方が手にとっていただいでですね、買っていただく。
そういった本を作成したいと考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

こうして予算化するにあたっては、やはりしっかりした指針をもって、自信をも
って本を作ると。これは有料で販売するんだという気持をもって取り扱っていただ
きたいと思いますので、一言意見として申し添えておきます。

○議長（早樋 徹雄） 午前中はこれで終わりたいと思いますが、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 45 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

はじめに午前中の質疑の中で、5 番、高橋議員の質疑に対しまして永井住民課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

報告第 3 号について、5 番議員からのご質問で、バス車両の損害額についてご質問がございました。バス車両の損害額は 96,470 円、板金にかかる経費でございまして、こちらの方も保険金の方から全額支出をしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） それでは、一般会計の質疑を続けます。予算書 54 ページの（款）民生費（項）社会福祉費から、69 ページの（款）衛生費（項）清掃費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

予算書 65 ページ、予防費の子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開というところですが、以前これがあった時に、その当時勧奨がありましたけども、やめるべきだという立場でございました。当時は副作用も強いということ、それから保護者なり、学校関係のところからですね、非常に、むしろ教育でやるべきじゃないかという意見もあって、私はそういう反対の立場でその当時おったと思います。それでここで再びこの勧奨対象になるということですけども、その（聞き取り不能）私も伺っておりますが、そのへんのところ説明していただけますか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

3番議員さんからの予防費、感染症予防事業の中の子宮頸がんワクチンの再度の勧奨についての背景ということでございますが、これまでこのワクチンに関しましては、副反応が大きいということで接種の方が見合わされてまいりました。ですが、子宮頸がんになり患する方が増えていたり、このワクチンによってがん発生の予防ができるというところが承認をされて、再度勧奨に至っているというふうに思っております。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

当時の議論としては、今の副作用、逆にコロナの副作用のリスクが低年齢のところかどうかという問題、非常に揺れてます。積極的勧奨というところですけども、当事者か保護者に対する中身の説明をしっかりとされないといけないということが、一つはあると思います。その選択権がどちらにあるか、受ける側がどちらのリスクをとるかという話は新型コロナも一緒のことだろうと思いますが、そのリスクがやめた時より下がっているだろうというのは私も多少は理解しています。

というのは、新しい形のワクチンができていますので、対象の範囲を、昔は種類が多くてきくワクチンが何種類かあって、それでカバーできるところがピンポイントで狭かったんだけど、ちょっとそれが広がってカバーできるというのが一つできたんだろうと思う。

私は本来は、これは学校教育であるとか家庭教育の中で対応できる種類のものだと当時は思ってたんですよ。それが結果的にはそういう形にならなくて、り患者が、やめた以降の統計的にみても、そこの部分でいわゆる子宮頸がんワクチンにり患する人の割合が高いと、ワクチンを打っていた世代よりも増えているという現実がそこにあつたぶん今度のこの勧奨に、積極的勧奨にまた戻ったんだろうと思うんですけども、そのへんのね、やはり説明を十分にしたうえでやっていただきたい、という気がしております。そのへんのところは、例えば保護者なり学校とか家庭とか、そういうところに情報をしっかりと伝えていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

3番議員さんのおっしゃるとおりであります。当事者や保護者の方に十分に説明するということは必須であると思っております。

今回、改めて、また接種勧奨が始まるということについて、当事者や保護者だけでなく、住民の皆さまにもご承知いただけるように、説明させていただきます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

56 ページ、社会福祉施設費ですね。来島高齢者冬期宿泊センター経常管理費ですが、6 部屋、定員 8 人と書いてあります。これ多分すべてうまっているんじゃないかと思いますが、利用を希望される方すべてが適用されているのでしょうか。それとも応募したけど定員外でもれてしまったという案件があったんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

来島冬期宿泊センターについては、毎年募集をさせていただいて、応募された方すべてに対して関係者で協議をいたします。それについては、どうしても来島の冬期では対応できないのではないかなというふうな方もいらっしゃると思いますので、その方その方について適切な場所で冬の間過ごしていただけるように対応を協議いたします。

ですので冬期に利用を申し込まれても冬期に入れないが別のところに入られるというふうなこともございます。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

内容はわかりますが、その別のところというのは例えばどういうところでお過ごしいただくことになるのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

例えば、その隣の居住施設が空きがあればその居住であったり、琴引きの里の短期宿泊の部屋が空いていればそちらであったりということでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

59 ページです。障がい者福祉費、難聴児補聴器購入費助成事業のせてあります。予算的には5万円ですか。2件見込み分で5万円ということですが、補聴器というのは随分高額なものだと思いますが、だいたいどれぐらいの補聴器を想定されておられますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。

この難聴児補聴器購入費助成事業の補聴器は、対象となるものは、今ここで予算的にみているのは、高度難聴用耳掛け型補聴器 67,300 円ぐらいのものの3分の2の補助というところであげております。身体障害者手帳の交付対象とならない方の枠という形で、県から補助する分をうちの方でやり取りする段階のものでして、今実際には利用が去年もないところではありますが、頭出しという形で計上しております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に 69 ページの（款）農林水産業費（項）農業費から、82 ページの（款）商工費（項）商工費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。7 番。

73 ページの農業費の中の育苗センター整備事業ですけども、資料によれば工事費はあれとして、土地取得費と物件取得費がございます。今ここでそうしたものがあがってきた経過と、それぞれ現在の土地、物件の所有者といいますか、それをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

育苗センター土地及び物件取得でございます。こちらにつきましては、もともとですね、指定管理先を経由しながら育苗センターで育苗していたんですけども、徐々に育苗

センターの需要が過去高まってきて、当時、町が所有する施設での育苗するこういった経緯がございます。そのため当時ですね主体的に管理していただいた方が、自ら自主的にハウスを整備され、土地を取得され、今の追加するような形になっております。実際にその所有が都加賀農園さんがお持ちの物件でございます。こちら現在毎年育苗に欠かせない施設になっております。これがないとですね町内の今の需要賄えないという状況でございますので、今回、都加賀農園さんの育苗が難しかった機会ですので、この物件を取得させていただきながら今後セットで整備をしていきたいと考えております。以上です。

○7番（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。

以前の全員協議会だったのでしょうか、ハウスが借用中であるというのは聞いたことがあるという気がしていましたが、土地も都加賀農園の所有ということになってたわけですね。確認です。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

土地も都加賀農園の所有地でございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

予算書78ページ、款、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費。森林活用地方創生推進事業1,800万円ございます。その内訳として説明書の方には森林資源活用林業魅力化プロジェクト委託料ということで1,750万円予算計上されております。

前年度は、これなかったと思いますけども、復活予算だと思いますが、説明の中で小中学校へ具体的に魅力化を広げるようなことで使うようなざっくりした旨の説明があったと思いますが、具体的にこの1,750万円というたいへん大きな予算額になっております。委託料としてはですね。具体的にもう少し詳しく説明いただくことはできないでしょうか。また、できれば委員会付託される時にですね、これの詳細な説明を添付いただくようなことでご用意があるようであれば、そちらの方で見させていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

森林活用地方創生推進事業でございますが、実は昨年は、こちらの事業は産業振興課ではなくて地域振興の方で、当時企画財政の方でやってた事業でございます。来年度につきましては、2つの事業がございまして、1つは林業の6次産業化の構築ということで現在今年から地域商社が立ち上がりまして、飯南町の木材利用振興に繋がる取り組みを進めていただいております。これも来年も引き続き、その町産材の販売の促進、それからいろんな町の木材の魅力発進を取り組んでいただくということで、委託先の方へ委託する予算を（聞き取り不能）させていただいております。

それから林業の魅力化にかかる人材育成として、一部その委託料を使わせていただきたいと思いますと思っております。こちら、今、飯南高校を中心にですね、いろいろ木材関係、それから林業関心を持っていただくような事業を進めておりまして、来年もですね、飯南町の将来の人材育成できるような方ができるように、高校だけではなくて小中学校も含めていろんな教育活動推進していこうと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

同じく78ページの、委員会で聞けばいいかもしれませんが、町産材住宅活用促進事業。この前全協でだいぶ意見が出た事業でありまして、まちづくり推進課とコラボするような事業になっておりますが、目的をきちんと聞きたいんですけども、まちづくり推進課の方で定義されておるのは、住宅新築することに対する助成でありますよね。それで産業振興の立場から見た時に確かに住宅新築も範ちゅうに入るとは思いますが、町産材を広く町民の方に使ってもらおうという面はどのように思っておられるのか、そこもお聞きしたい。というのはですね、基本的に10㎡以上の木材を使うことが条件で100万円だったのですか。助成をするということですけども。新築する時には、それぐらいはいるだろうという答えがありました。ところが増改築の時にはそんなに使わないと思うんですね。それでそこらへんを無視して走るのか。もう片方で考えますと、住宅の耐震化に対する予算が毎年ついてます。診断の予算ですね。ところがなかなか診断もしないし、診断しないから耐震化もやっていかないということですか。

ですから私としては、もう少し小さい単位の助成があれば、その耐震化も進むんじゃないかというふうな考えがあるわけです。ですから基本的にどういうスタンスに立ってお

られるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

木材利用の住宅支援の関係でございますが、今回の事業につきましては、今の木材利用に加えて、定住促進も含めたセットで考えてきました。

この支援につきましては、たぶん他にもないぐらいの、例のないぐらいの手厚い支援と考えております。先ほど木材利用と定住促進の2つの効果を期待しての支援額として決めたものでございます。補助するのであればある程度一定量を使っていただくというのがこの制度の組み立てた時の考え方で、それには新築を支援するというのが最低だろうということで組み立てております。

増改築につきましては、それも木材利用でございますが、使用料は新築に比べますと少し少ないと思われますし、その支援をするのであればですね、別の観点でですねこういった支援制度を組み立てるべきかなと考えておりまして、今回のこの支援制度と同じような支援ということにはならないかなと思っております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

この度は新築に限ってやるということですがけれども、実際にどうなんですか。そういう（聞き取り不能）をたくさん起こして大いに使ってもらおうという考え方、また別で作られますかね。やっぱりね、Uターンした時に増改築というのはあると思うんです。ところがこの10㎡も材木を使うような増改築が果たしてあるのかどうか。そこらへんをきちんと考えておく必要があると思うんですよ。これ委員会でも議論になると思いますけれども、やっぱりそこらへんをねどういうふうに考えるか。新築する人はそれなりのお金持ってます。だけどさっき私が言いました耐震化をしようと思ってもなかなか難しい、これも予算の関係ですよ。ですからね、自治体としてやるんだったらそっちが先じゃないですかね。ですからそこらへんできるだけ、税金を使うわけだから、広く行き渡るようなそういう助成にしていけないといけないと思っておりますが、そこらへんはいかが思っておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

木材利用という観点だけで考えればですね、町内で使われる木材全般に支援するというのが一番理想的なんですけど、いろんな予算のことも含めてですね、そこらへんを分析してみないと現時点ではなかなかあれなんですけども、今後ちょっとそういったところも含めて調べていきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

また考えていただきたいですけども、今ここに定義されておる事業はですね、金持ち優先と言われても仕方がないということを指摘しておきたいと思います。

それとですね、同じく農林水産業費になりますけども、73ページに農村環境改善センターみせんの経常管理費があがっております。それで、この前小中学校の登校路の実地検証を行いましたけれども、その時に指摘したんですが、みせんの駐車場の照明がゼロです。ありません。照明灯は立っております。電気が来ないから灯がはいらないんですね。先ほどやまなみの駐車場の話もでました。そこらへんを総合的にどこをどうするか。事件が起きたり、事故があったりしてからでは遅いんですよね。ぜひともやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

全体的なことでするので、私の方から、ご指摘のといいましょうか、意見のとおりだと思います。暗いところ、最近整備したところは明るかったりしますので、全体的に施設の安全点検も含めて調査してみたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） はい。6番。

どこで聞こうかと思ったんですが、商工会の事業の補助金やみせんの臨時管理費とかで、トイレがですね、和式を洋式に変えるとだいぶ出てるんですけども、これは要望があってやっているのか、残るところは他にどこがあるのか、そういうことを教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

商工会の補助金の中のトイレ改修につきましては、商工会の方から昨年度要望がありまして、今回予算化をさせていただいたものです。

○基幹支所長（和田 真一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 和田基幹支所長。

○基幹支所長（和田 真一） 番外。

みせんにつきましては、現在女子トイレが全部で8基ございます。その内洋式化されていないのが5基ほどございまして、これと男子トイレの2基、合計の7つを予定しております。これは要望があったかと言われますと、具体的な要望をいただいたわけではございませんが、みせんにつきましては、避難場所にもなっておりますし、それから非接触ということでコロナ対策ができるということで今回予算計上いたしております。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

残りの施設はどのくらいあるんですか。和式のままのところは。わかれば教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

全体的なことですので私の方からですが、この度のコロナ対策ということで、小中学校あるいは体育館施設も含めてですね、洋式化しなければならないところはそうした原資を使って活用して直しております。

今、お答えできるのは、全部調査したわけではないですので、ここがまだだということとは申し上げることはできませんが、ほぼ全施設において洋式化、あるいは水栓化をしていると認識しています。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

71 ページの農業振興費の農業振興臨時管理費、飯南町農業振興アドバイザー委託料についてお聞きします。

まず、どんな方がアドバイスをするのかと、どんな方がアドバイスを受けられるのかについて教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

農業振興アドバイザーにつきましては、農林水産技術研究所の代表 **ますだしげる** さんという方でございますが、この方との今、アドバイザー契約をしております。

助言とか指導につきましては、基本的にはこの方は割と水田農業に非常に詳しいので、今、角井の方の営農者の方に指導いただいたり、それから町の職員に対してもいろんな農業のアドバイス、指導をいただいております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

農林水産業費の中の堆肥センターのことについてお伺いしたいと思います。73 ページ、目でいきますと目、畜産業費ですか。説明資料でいきますと 36 ページになります。ここで経常管理費、それから臨時管理費ということであっております。

堆肥センターは、ほぼ 365 日通常ずっと動いておるわけです。そうしたところよくあるのが、「壊れましたよ」、「動きませんよ」、「堆肥の受け入れができませんよ」と。堆肥といますか堆肥ですね。畜産農家からの堆肥の受け入れができませんよと。止まってしまいうことが多々あると思うんですよ。

そうした時に、壊れたから修繕する、もしくは限界だから修繕するというのでは、なかなか今、循環型で回っていい堆肥もできておる中でですね、そういうやり方でどうかと。私が思いますのは、車の点検ですね、12 カ月点検とかございますけど、そういったところで通常的にですね、半年に 1 回とか、1 年に 1 回とか、そういう業者を入れて点検する、点検費用を盛り込むということをしてですね、壊れる前にもう限界だなというのを早く察知してですね、畜産農家に迷惑をかけない、安定した堆肥を供給するためにですね、やるべきじゃないかと思うんです。そうするとこの経常管理費の中に入ってくるかなということになるんですけども、これ経常管理費 37 万円ですかね、借地料だけで手いっぱいかなと思うんですけども、そういったところ、お考えといたしますか、お聞きしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

堆肥センターの維持管理修繕等でございますが、今回ですね、実は臨時管理費で計上させていただいておるかくはんする部分の部品の交換でございますが、これが実はまだ壊れてはございませんが、確実にたぶん経年劣化して故障が起きると思ってですね、今回この際交換させていただこうと思っています。

基本的にはですね、J Aが施設を指定管理で管理していただいておりますが、必要に応じて必要なものは報告を受けながら対応しておりますけれども、確かに最近は壊れてから報告を受けて急遽対応するということが繰り返し起きておりますので、今回このスクープシャフトにつきましては、たぶんおそらく年数的には限界がきているので交換をさせていただくというふうに考えております。

今後ですね、こういったJ Aと相談しながら、もしある程度年数が経ってそろそろというものがあればですね、少しずつ修繕をお願いしたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

71 ページの農業振興費の売れる米づくり事業の中のエコロジー米生産推進協議会補助金の中に飯南米PR経費とありますが、これはエコ米のPRということの理解でという確認と、エコ米は全体の50数パーセントというふうに聞いておりますけれども、それ以外の慣行のお米が主になりますが、その慣行栽培のお米のPRというのは何か考えておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

売れる米づくり事業のエコロジー米生産推進協議会への補助金でございますが、こちら飯南米全般ですね、エコロジー米のみではなくてですね、エコロジー米も含めた飯南米の推進PR費として活用させていただきたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

同じく、農林水産業費の中の鳥獣対策、農作物鳥獣被害防止事業についてなんですけども、昨年、一昨年ですか、相当イノシシとかですね捕獲され、だいぶ今年も被害は減っている、この狩猟期の間ですね、捕れたのも少なかったということで聞いております。

しかしながら、結構サルとかですね、シカ。特にシカがだいぶ増えてきておるといふうに聞いております。イノシシのための金網の柵ですね、これは町内ずっと何百キロということで支援をいただいて設置をしておるところではあります。

しかしながら、シカについては柵は軽く飛び越えて入ってくる。柵の中に入ってくるか、外で被害を、皮とかですね、木の皮を食べたりとか削ったりとかしてどっちがどうとはいえないですけども、中で被害があるのか外で被害があるのかよくわかりませんけども、ただ、その柵の高さのことを考えると、現状の柵だと要件というか防御になってないということが考えられるんですけども、今後そういった柵を新たに補強するというか、そういった補助をするというお考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

鳥獣捕獲で、今のイノシシ柵でシカをというようなイメージだと思いますが、確かにイノシシ柵ではシカは軽く飛び越えてきますので、基本的にはシカ対策にはならないと考えております。シカ対策としての柵でございますと、例えばですね、県では出雲の北山なんかはシカ対策として高い柵を設けてますけども、あれぐらいの人間の背丈よりも高い柵をしないとシカ対策にはならないと考えられます。あれは、北山の方は限られたエリアですのであんな対策をとってますが、こういった飯南町のようなですね、山林であんな柵を張り巡らすというようなことはなかなか現実的にはないかと考えております。シカ対策につきましては、今ですね県ともいろいろ協議しておりますと、基本的には捕獲をしっかり強化していくということが最優先ではないかと言われておりまして、県もですね重点的にシカの捕獲対策事業を設けているようでございますので、今後ですね、飯南町ではそういった捕獲を強化していくということが大事なかと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

またもとに戻って申しわけないんですが、先ほどの売れる米づくり事業について伺います。エコ、エコロジー米、エコ米ですね。私の感覚としてですね、「まだエコ米ですか」みたいな、今もう国農水は有機栽培の方に大きく舵を切ってるんですね。今年度予算なんかもそれいってますよね。法制化も目指してますよね。そういう時点でまだこのエコやっているんですかみたいな。これをPRしてどうするんですか。全国は有機栽培で競争を始めようとしているんですよ。この準備をしようとしている。なんか遅いとか何かを考えているのかよくわからないというべきか。

確かに去年9月頃からあらゆるところで報道されてますよ。9月から。コメ余り現象があって農水だけじゃない財務省の圧力だということが見えるから腹も立つけども、それは方向性としてそうなっているんですよ。それをまだ、このうちの予算の段階ではエコ米で競争するんですか。

それはいろんな方法があっていいと思うんですよ。それを判断して経営の中でどう使うかは農家の経営判断だと思う。

だけど行政は、やはり国の向いている方向なりをみて、それに沿うか沿わないかは別にして、農家にとって有利な方向をメニューとして提供していかないといけない。それでエコとるのか有機栽培とるのか慣行米をとるのか、それは経営者の判断ですよ。逆に米やめて、あんなめんどくさいことはようせんとか、（聞き取り不能）の少ないところが有機栽培やってもっと少なくしてもっと経営が苦しくなって、なんぼ高くても合わないとかいうところは、早い話が飼料用米かWCSかという経営判断をするわけですよ。その時の道しるべとか選ぶ選択肢を行政が示さないといけないんじゃないか。それは議論する時間がなかったのかもしれないけど、今後もこれでやり続けられるのかどうか、そこだけ方針を聞かせてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

エコロジー米を従来から飯南町では推進してきておりますが、当然、有機やWCSの振興ですね、進めないという考え方はなくてですね、生産者にとってですね最も有益である、農業収入が確保できるという選択肢をこれからも示しながら、まずはエコ米をですね、一つのツールだと考えておりますので推進していきたいと考えております。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

継続は力なりかどうか分かりませんよ。産業振興していく時に継続ばかりではやれんのんですよね。常に新しいものとか目指しているものとかを見極めていかないと、先取りすることもだいじ。もうエコ米を今までやってきたからといって実際問題高く売れているんですかという話です。慣行米といくら違うんですか。慣行米をやっている人がなぜエコに進まないのか。あれだけ一生懸命言ったって。価格差が米に生じてないからじゃないですか。一本にして数百円。だから進まない。

でも、有機米で競争を全国が始めるのに、エコで競争しようと思っても、それは競争にならない。よく町長は、知事が飯南町の米はいい米だからたくさん作ってねと言われてましたとよく言ってたけど、県知事が責任を持って全部買い取ってくれるわけではないでしょう。だったら自分たちで何とか高く売する方法を考えていかないといけない。だから先ほども課長言われたけども経営者がどう判断するかは、経営者の判断ですよ。WCSでいくのか、慣行米でいくのか、エコ米なのか、有機米なのか。それを選ぶのは経営者の経営判断だと。

その前提となる有機をどう扱うかということが、この予算書に出てこないからおかしいんじゃないのと言っている。考え方として。もう国をあげてそっちの方向へ、カーボンニュートラルに通じている話だからかわらないでしょ。

だからそのことに対応したことを、これはこれで出ているからどうしようもないかもしれないけど、エコ水協とも話をして今後考えていかないといけない大きな課題じゃないかということだけは申し上げておきたいと思います。もし、考えがあれば町長でもいいです。聞かせていただければ。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

3番議員から今回のエコロジー米の予算の中でPR経費、有機のことが入っていないんじゃないかということであります。

これは国策としてもみどりの食糧需給システムの中で示されておりますし、実際に飯南町の中でも、この有機に取り組んでおられる農家さんおられます。

ただ、飯南町で、じゃそれを、もちろん今議員からは選択ということで言われました。

これを普及していくにはたいへんな労力がかかるし、農家の負担も当然伴います。

今、飯南町として、これまったく排除しておるわけじゃなくて、必要性については認識しておりますし、それから内部でも議論はいたしました。

ただ、今これをエコロジー米についてもまだ実際には50%超えてはきておりますが、目標とする80%まだ達していませんし、やっぱり飯南町そのロットで勝負していく中では、

少ない米の量ですが、エコロジー米をまず全体に普及していきたいという思うは今でもあります。

で、そこで価格が下落して今その有機の方、有機も価格が補償されておるかという、そこもまだ不明確でありまして、仮に1反で3俵しか取れなくて、その方の価格差をもって販売できるかということそこの補償もありませんので、これについては十分に研究しながら、農家の皆さんとも意見交換をしながらですね、この有機については町としてどういう形でお示しするのがいいのか、また検討していきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

82 ページの観光費、観光協会運営事業の中に来年度新しく入りますネットショップサイトの立ち上げについてですが、ネットショップサイトの立ち上げでいくらを予定されているか。それと、いつオープン予定でどんなタイムスケジュールで進むのかお聞きかせください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

観光協会への補助金の中でのネットショップサイトの立ち上げの費用についてですが、新たな事業として130万円の予算を観光協会の方に補助金として出す予定にしております。

それからタイムスケジュールですけども、現在観光協会の会員の皆さまにアンケート調査をしており、どのような形でのネットショップの立ち上げにした方がいいとかいうアンケート調査を実施しておりまして、それらをもとに今後立ち上げに向けて実施したいと思っております。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。10番。

それでは、この130万円の使い道はアンケート調査ということで、来年度、サイトの立ち上げは来年度にはならないということよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

この130万円は、ネットショップサイトの立ち上げにかかる経費を予算計上しております。アンケート調査自体は、観光協会の業務の中で行っておりますので、特に費用計上はしておりません。令和4年度中にネットショップサイトを立ち上げる予定にしております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

重ね重ねでたいへん申し訳ございません。同じく農業振興費の中の、説明資料でいきますと34ページになりますけども、リースハウスの団地整備事業についてなんですけども、今の、例えば主にトマトだと思うんですけど、ただ単に用水設備なんかもあったんですけども、ただ単にハウスを提供というか、リースとして貸し出すだけではですね、今の農業では、ちょっと足りないんじゃないかなと。何を言いたいのかというと、例えば温度を感知してハウスを自動で巻き上げる設備とか、トマトでしたら二酸化炭素とかそういう濃度、酸素濃度をとって、そういう設備を、二酸化炭素を供給するとかですね。なかなか後からリースハウス借りた方が、そういう設備をしようとするとき相当経費が掛かると思うんですよね。そういったことでいろんな補助金とかですね、過疎債とかいろいろ出所がどうかというのはなかなか難しいところだと思うんですけども、そういったところもしっかりですね、考えていただいて、ただリースハウスを貸し出すというだけじゃなくて、もうちょっと発展的なところを考えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

リースハウス事業でございますが、いろんなハウスの発展形も考えられるんですけども、どうしてもそれが最終的には農家さんの負担にもなりますので、ある程度農家さんとの相談になってこようかなと思っております。実は少しだけ新しいものとして、県が基本的には今の事業要件としてハウス内のデータ観測ができるモニタリングシステムは必ず付けてくださいということで、今、新しいハウスには温度管理、それが温度管理したものが携帯にとんできて状況がすぐわかるというようなシステムが搭載されております。

す。それ以上の施設になりますとかなり高額になってきますので、そこは相談しながら決めることになろうかと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

モニタリングシステムは取り付けないといけないという話ですね。ということは付いているという話。はい。了解しました。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） それではこのページについては質疑なしと認めます。ここで休憩をいたします。14時15分まで休憩をいたします。換気を行ってください。

午後 1 時 58 分休憩

.....

午後 2 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

引き続き一般会計の質疑を行います。82 ページの（款）土木費（項）土木管理費から、88 ページの（款）消防費（項）消防費までで、質疑はありませんか

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

土木費の住宅費ですけども、86 ページ、住宅費の中に公営住宅建設事業というのがあって、それにつきましては、古城団地の修繕、今年度からですか、空いた部屋をリフォームしたり、それから済んだところへ移動してもらって、部屋をあけてもらってそこをリフォームして、そういうやり方を確かやっておられるはずですけども、もとへ帰られる状況があるのかないかわかりませんが、なかなか年寄りさんも多いですし、古城団地。部屋を違う別の部屋へ行ったり帰ったりの負担もたいへんじゃないかと思うんですが、移転に関しての何か費用の助成とか予算的にみてあるんでしょうか。現在も含めて、これからもですね。それを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員の質問にお答えいたします。今年度のところで現在空いている部屋 2 部屋を今年度改修をいたしまして、4 年度については、10 戸の改修を予定してまして、この 2 戸に 2 世帯ずつ引っ越しをしていただいて、2 世帯ずつ改修をすすめてまいる計画であります。その移転費用についてもみる形で予算計上しております。

○7 番（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。

本人さんの希望とかもあるかと思いますが、それは引っ越しをされればそれっきりなんでしょうか。元の部屋へ帰りたいという場合もあるんでしょう。それについてもしそうであれば引っ越しの費用もみるということによろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

基本的にですね、改修が終わりますと元の部屋に帰っていただくということで、移転される場合は必要最小限な荷物を仮住まいの部屋に運んでいただいて、置いておける物は改修しない部屋の方に寄せていただく形で計画しております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

83 ページ、道路橋梁維持費の除雪機械整備事業補助について、少しお尋ねします。除雪車購入として 5 t クラスを 1 台計上されております。これは確か説明では、赤来地区の 11 t が入らないほぼほぼ狭い町道に対して除雪を行うという説明であったと思いますが、この運営方法といいますか運行方法、これは 1 事業者をお願いして赤来地区全地区を、狭い町道ですよね、そういうところを除雪して歩くのか、どういうふうな運行、運用方法を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5 番議員の質問にお答えします。説明の中で赤来地域の極小箇所への対応というところで、3 年ぐらい前からですね、このことに関しては業者の方からも要望があっておりまして、このたび整備をするものです。

基本的に 1 事業所さんの方へ貸出しをいたしまして、その極小路線を多く抱える業者さんの方に持っていただいて、そちらで運用を考えております。必要があれば他の受け持ちでない箇所も対応していただくという形で考えております。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

そうすると赤来地区、来島、赤名、谷地区は、その 1 業者で本来するべきところをして、要望があれば他の地区にも行ってそれを行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

そのとおりでございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。

その続きで 84 ページのところで、同じく除雪の関係ですけれども、施設整備がございす。概要書の方では、頓原の方へ 5 台分の車庫を 1 棟建てるというふうになっておりますが、現在、これに該当する頓原地区の除雪車が何台あってとか、今いろんなところへ点在しているかと思えますけれども、その現状との関係といいますか、どういうふうになるのかをもう少し詳しく教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員のご質問にお答えします。現在、元桜ヶ台保育所のあと、青雲の里がございました。その場所に 4 台保管しております。その内 2 台が格納する場所がなくて野ざ

らしという形での保管です。あと旧頓原庁舎の駐車場のところに5 t級が1台あります。それとあと1台、ロータリーの、頓原地区を受け持つロータリーを赤名の中通のところにある車庫に1台あります。合計6台あります。現在、青雲の里のところにある内の1台については、奥畑方面を除雪する機械ですのでその1台については引き続き外で保管をしようと思っております。残りの3台と頓原の駐車所にあります1台とこちらに置いているロータリー、吹上の除雪機については頓原の方に、この整備する車庫の方へ移したいと思っております。ロータリーが空いたあとにこの度整備する5 tの除雪機をそこへ格納しようという考えでおります。

○7番（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。

だいたいわかりましたが、今の元富士石油に1台だったり2台だったり、今の中の内
の1台でしょうか。今の中に入っていないとすると、これについてはどういうふうに考
えておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

富士石油に冬期間置いてあるものについては、シーズンオフの時には青雲の里のこ
ろへ保管しておりますので、先ほど言った中に含まれております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

ごめんなさい。もう一つ前に言わないといけなかったですが、5番議員のさっきの質
問の中で、1台ほど赤来地区に5 tの除雪機が行くという話、別に赤来に限ってという
ことではないんでしょうが、いる時には使えばいい話なんです、去年の町政座談会の
時に志々地区で狭くていつまでたっても除雪してくれないというお話が出て、2時間の
意見交換の中で30分以上お話をされたのはご記憶にあらうかと思います。それを聞いて
おって何で支所に言わないのかと思って実はその時は思っておったんですが、それもそ
ういうふうな機械がないとできないということもあるのかなと思ったもんですから、一
つそこらへんもどういうふうに回せばいいのか、あるいは買い替えの時にそこが行ける
ようになるのか、ちょっと検討はしておいてもらわないといけんのじゃないかなと思う

んです。また今年、町政座談会をやって同じこと言われたら町長たまらんとしますので、ひとつ心にとめておいてもらえなというふうに思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁をお願いします。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

4 番議員よりご質問いただきました。町政座談会で志々地区の時に、縦小路（たてしょうじ）の除雪についてご意見をいただいております。今シーズンにつきましては、小型の吹き飛ばしの除雪機で早朝から除雪をするよう委託をしまして、それで今シーズン対応いただいたところです。ご意見もいただいていた方々、縦小路（たてしょうじ）の住民の方々からも非常に喜んでいただいているところでございます。現在八神地区にも 5 t 級の除雪車が 1 台ございますが、そちらについては、更新計画の中では令和 5 年に更新をするという計画になっております。そうしたようなことで現在は今シーズン対応したところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

それでは次に、88 ページの（款）教育費（項）教育総務費から、103 ページの（款）予備費（項）予備費までで、質疑はありませんか

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

これは常任委員会の中で聞けばよろしいかと思うんですが、今から尋ねるのは学校のことに関しますので、みなさんの前で少しお尋ねしたいと思います。

まず、91 ページ、小学校共通臨時管理費です。来島小学校施設修繕等にかかる経費（小学校敷地地盤調査他）と計上してあります。これは、地盤が緩くて危険を生じていて調査をするのか。はたまた、何かものを建てられるために地盤調査をされるのか。また、いろいろな要素で調べられると思いますが、子育て中の皆さんもおられますので詳しく教えていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

ご質問いただきました来島小学校の地盤調査についてですけれども、校舎の裏側の飯南高校側の方の建物の一部に亀裂が見つかっておりまして、こちらの亀裂が何の原因によるものかについて地盤調査をする専門業者に委託して、地盤調査をするものでございます。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

亀裂が入ったということですが、その躯体にほぼほぼ、どのぐらいの亀裂が入ってどういう状況になっておるのかお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

校舎の職員室の裏側に、屋根の下に犬走り、屋根の下に出ていく階段状のところがあるんですけど、本体の建物と犬走りの間が少しあいてきておりまして、本体ではないんですけど、構造物の継ぎ目に亀裂が入っておりまして、それに対する原因を調査するというところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

図書館経常管理費の中で、昨年まで中山間地域研究センターにいくらか26万4千円出していたような気がしますが、今年はもうなくなったんですか。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

こちらの図書館経常管理費の方に昨年までは、中山間地域研究センターに土日開館する委託料を支払っておりますけれども、今年度は来島に中央図書館が開館いたしましたので、土日の業務につきまして飯南町の図書館でできるということで、委託をやめております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。5 番。

これも委員会で聞けばいいんですが、少しちょっと大きな問題かと思imasuので、みなさん、町長の前でもお聞きしたいわけですが、95 ページ、教育振興費のスクールカウンセラー設置事業についてであります。

スクールソーシャルワーカー 1 名配置。その次に、不登校やいじめなど学校生活における相談が増加しているため相談・調整業務の充実を図ると。今まで、数年前にも教育委員会に聞いたんですが、あまりそういういじめとかそういう報告は受けてないと。以前はそういう答弁があったと記憶しておるわけですが、この不登校やいじめなどの学校生活における相談が増加している、特にここに書いてあるわけですから、たしかにあるんだと思いますが、それは教育委員会把握しておられるのか。はたまたそれはどの程度の規模でいじめとか不登校の問題が進んでいるのか。それどういうふうに理解されているのか。学校全体の話になりますが、今どういう状況なのかみなさんの前で説明をしていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

今、不登校、あるいは不登校傾向、それからいじめの関係で質疑でございました。現時点です、不登校、30 日以上欠席ということになりますけども、その実態は小中合わせて 9 人、不登校傾向 30 日以内、これが 7 人という実態でございます。

ご心配いただいておりますがいじめでございますけども、いじめの報告ということで学校から出てきておりますけれども、この定義ですが、いわゆる子どもが嫌な思いをしたという時点で今は報告をあげてくるようにしております。少し前にそういった報告がちょっとでも早い段階で捉えようという観点から、本人が嫌な思いをした段階で先生に相談をし、報告をあげてくるようにということになっておりますので、おのずと報告は増えるということでもあります。

逆に言うのです、報告がないのは少し怖いところもありまして、それも含めてスクールカウンセラー等しっかり、担任もちろんですが、教育委員会も含めて相談体制充実したいと思っております。よろしくお願いします。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

これは確認ですが、そうそうひどいいじめの事例はないと、現段階では理解してよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） それでは、質疑なしと認めます。

次に、104 ページ給与費明細書から最終 115 ページの債務負担行為に関する調書まで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、令和 4 年度 飯南町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度 飯南町国民健康保険事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度 飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、令和 4 年度 飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、令和 4 年度 飯南町病院事業会計予算を議題として、質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 39 号、令和 4 年度 飯南町簡易水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、令和 4 年度 飯南町下水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号、以上、25 議案。

教育経済常任委員会は、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 33 号、議案第 39 号、議案第 40 号、以上、10 議案。

予算特別委員会は、議案第 30 号、議案第 34 号、以上 2 議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定いたしました。これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。なお、終了後、予算特別委員会と議会運営委員会の開催をお願いいたします。

なお、9日、10日は休会とし、本会議の再開は、11日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。

一般質問をされない方は、その旨ご報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時41分散会
